職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和３年12月24日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第８－95号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第８－55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（特別休暇） **第15条**　一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(17)　（略） (18)　職員が不妊治療を受ける場合　一の年において６日<u>（体外受精等の委員会が定める不妊治療を受ける場合にあっては、12日）</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 (19)～(23)　（略） ２～５　（略）	（特別休暇） **第15条**　一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(17)　（略） (18)　職員が不妊治療を受ける場合　一の年において６日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 (19)～(23)　（略） ２～５　（略）

附　則

この規則は、令和４年１月１日から施行する。